

Q 2 海外旅行中に病気になり、現地の病院で診察を受けました。この時の治療費は、共済組合に請求できますか？

A 2 国外で治療を受けた場合は、いったん治療費全額を支払い、後日、共済組合に治療費の7割分（未就学児も場合は8割分）を請求することができます。国外に行く際に、共済組合への請求に必要な「国外用診療内容明細書」及び「国外用領収明細書」を持参してください。ただし、共済組合からの給付額は、日本国内における健康保険の例により算定します。旅行される国によっては、実際に支払われた額よりかなり少ない額になります。